

1 2月定例教育委員会会議録

公開案件

開催日時	令和5年12月21日(木) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室	
出席者	委員	北谷教育長、柳澤委員、梅田委員、川村委員、新井委員 【計5人出席】
	事務局	小林課長補佐、荒谷
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、若林教育部次長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、山田地域教育課長、大西教育DX推進課長
開催形態	公開(傍聴者なし)	
議題	<p>1 教育長報告 (1) 令和6年(令和5年度)奈良市二十歳を祝う会について</p> <p>2 議案 議案第31号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について 議案第32号 奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 (1) 令和6年(令和5年度)奈良市二十歳を祝う会については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第31号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命については、原案どおり可決した。 議案第32号 奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定につ</p>	

	いては、原案どおり可決した。
担 当 課	教育政策課
議事の内容	
教 育 長	皆さん、お揃いでしょうか。12月定例教育委員会を始めます。まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事 務 局	資料については、既にお配りしているとおりでございます。
教 育 長	本日の委員会は、委員全員が出席しており委員会は成立します。ただいまから、12月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名委員は、私と新井委員でお願いします。 次に、会議録の確認を行います。11月定例教育委員会の会議録の署名委員は川村委員です。川村委員、いかがでしょうか。
川 村 委 員	結構です。
教 育 長	ありがとうございます。 それでは本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告1件、議案2件の計3件でございます。なお、先月使用承認した後援名義は12件ございましたので、ご報告をいたします。 それでは、始めます。教育長報告（1）「令和6年（令和5年度）奈良市二十歳を祝う会について」、地域教育課長より説明願います。
地域教育課長	資料をご覧ください。 令和6年（令和5年度）の奈良市二十歳を祝う会を令和6年1月8日（月・祝日）に開催をいたします。 時間は前年と同様に二部制で行います。第一部が、11時から11時50分まで、第二部が13時半から14時20分までで、参加対象区分は居住地の中学校区で分けておりまして、主に午前の方が西部の地域、午後が東部の地域になっております。 会場は、奈良県コンベンションセンターで、平成15年（2003年）の4月2日から平成16年（2004年）4月1日生まれの奈良市在住の方を該当者としております。参考としまして、令和5年11月1日現在で対象者が3,340人となっております。 当日来場できない対象者や、会場へ入場できない家族の方向けに、YouTubeでライブ中継を行います。 式典の内容ですが、まずオープニングの映像を上映いたしまして、国歌斉唱、市長・議長によるお祝いの言葉をいただきまして、お祝いの映

像上映として恩師からのメッセージを流します。その後、二十歳の決意表明を、午前の部が4人、午後の部が2人予定しております。そのあとにイベント企画として THE ORAL CIGARETTES をゲストに迎えましてトークを行い、式典が終了という流れでございます。

報告は以上でございます。

教 育 長 この件に関しまして、ご意見やご質問等ございましたらよろしくお問い合わせいたします。

柳 澤 委 員 参加対象者への広報や周知は、ホームページあるいは奈良市の広報誌だけなのでしょうか。

地域教育課長 加えて、直接郵送で通知しています。

柳 澤 委 員 例えば、大阪から転入してきて今奈良市に住んでいるというような人にも、年齢に準拠して通知を出しているということでしょうか。

地域教育課長 はい、11月1日時点で奈良市に住民票がある対象者に送っています。

教 育 長 それでは、対象者には漏れなく送っているということですね。ほかにはございませんでしょうか。

川 村 委 員 個人的には過去2回参加させていただいたのですが、YouTubeのライブ中継であったり、また声楽家による国歌斉唱、また先生方のお祝い映像、また若者の決意表明、そして最後にイベント企画と、本当に短時間に色々中身のこもった、すばらしい内容で、昨年度も楽しませていただきました。

思い返せば昨年この報告をいただいた時に、昨年の4月に法改正によって、成人年齢が引き下がったということ踏まえて、今年度以降、来年度以降、どのような形でこの集いを行うかというのを、検討したいというご意見があったと私は覚えております。今後奈良市は、年齢以外にも、またどんな形でこれからの集いの方向性を決めていくかということが、前課長の間でもこの会議で、確か意見交換がされたと覚えております。

それを踏まえてですけれども、この法改正が実際に実施されて、これから奈良市はこの集いをどのような形で行うかというものを、議論検討というものはされたのでしょうか。

地域教育課長 それは、二十歳を祝う会とは別に、設定できないかというようなお話でよろしいでしょうか。

川 村 委 員 基本、タイトルも確か、どのような形にするかというお話も出ていたと思うんですけども、基本二十歳を祝う会という形で今年度はします、という報告だったと覚えておるんですけども。

実際、18歳が成人になったということで、ここ数年、どうなるかという検討をしていきたいというお話だったので、まだ1年しか経っていませんし、実際、進捗状況について、何かあったのかという質問なんですけれども。なければならないで。

地域教育課長 そういう検討を今のところは行っておりません。

川 村 委 員 ちょっと調べたんですけども、やはり成人年齢が下がったということは、18歳19歳の若者に早くから社会の構成員としての自覚を持たせることに繋がり、将来の国づくりの中心とするという、日本の国の決意を示したものであるというような内容が載っていました。

また、この集い、成人式という意味合いですけども、この意義に関しては、責任ある大人としての自覚や、社会参画を促す意識であったり、支えてくれた周りの方々に感謝する機会、そして地域社会や家族が成人した若者を祝う機会や、日本の伝統文化に触れる機会でもあったり、そして最後に、実行委員会という形で、若者が関与して、みんなでつくり上げる、集いの場としての意義もあるんだということも捉えられていました。

この最後の部分は、私は奈良市でもぜひ取り組んでいただきたいと思っています。

二十歳の集いという形で、もう枠組みをされるのであれば、それに向かって高校卒業した18歳、19歳の若者たちが、実際に自分たちを祝ってもらえる場をつくり上げるというスタイルというものを、これからは奈良市としても求めていくということ、この場で提案させていただきたいと思います。

地域教育課長 非常に大きなお話をいただいたというふうに感じております。20歳に限らず、おっしゃるように18歳19歳で成人という扱いになりますので、そこに対して何かこういう集う場であったり、何かそういう意識を持っていただける場というのを設けるかどうかというところは、また、考えていかなければいけないところとして受け取らせていただきました。

川 村 委 員 追加でもう1点、ホームページも拝見させていただいて、参加者対応も電話であったり、メールであったりということで、地域教育課が対応してくださっていると思うんですけども、そういった様々な手作業や、あと当日の受付も大変混雑する状態を2年間見させていただいて、こういった課題の解消のために、何かしらデジタル化に特化した新たな

方式みたいなものも必要ではないのかなと。

教育 DX 推進課長や新井委員を前に恐縮ですけれども、何かしら手作業よりは一步脱出した、若い人たちが参画できるような新しいシステムみたいなものもあれば良いと思いました。

あと、私は自分が所属する団体で何かしらイベントをしたときには、必ず参加者にアンケートをとって、来年度の活動に向けてのフィードバックを参考資料として必ず取らせていただいています。この集いに関しては、参加した方たちからのニーズや意見を収集するようなものはあるのかなというのも、ちょっと教えていただければと思いました。

地域教育課長

参加者アンケートについて、参加者というか出席された方のアンケートというのは、特にってはおりません。

その前のご質問にあったデジタル化の話で、受付の際にちょっと混雑したっていうところを、こちらの方はコロナの関係で、出席者の確認やどなたが出席したのかというところを残すという意味で、整理して、また、間隔を置いて入っていただくというところで、ちょっと滞留したり混雑したりしたというところがありました。今年度は、そのようなコロナの制限がございませぬので、入場に関しては混雑というか滞留することはないような形です。

ただ、おっしゃるように、今後そういう受付であったりというところは、DX化というのは必要なことになるかと思しますので、取組はしていかなければならないところだと感じております。

教 育 長

今、川村委員からご指摘あったことについてはまだ十分協議がされていませぬので、課長からありましたように、今年度を踏まえて次年度に向けて検討したいということと、デジタルを使うことについては、例えばおっしゃったように、アンケートをQRコードでとって来年度の参考にするなどのことは、工夫すれば簡単にできることです。今年度は間に合いませんが、次年度しっかり検討していただきたい。よく言うのは、例年どおりをどう見直していくのかというスタンスは、大切にしっかり考えていきたいというふうに思っております。

貴重なご意見をいただきました。ほか、ございませぬでしょうか。

新 井 委 員

参加対象区分が居住地中学校区というのは、多分今までも議論されていると思うんですけども、これは引っ越しした子は、同窓生と一緒に参加できないのですかね。

住民票を市外に移された方も参加可能というところは、恐らく選べそうな気がするんですけども。午前の部と午後の部と市内で違う地域のちょうど境目のところで引っ越しした場合、ここはどうなるんだろうとちょっと気になりました。

地域教育課長 該当者が奈良市在住の方で、おっしゃるように奈良市内で移った場合ですよね。そうですね、今のやり方でいけば、居住地なので、移ったところというふうにはなりません。参加券はそういう形でお送りしますので、違う校区ということにはなってしまうやり方になっています。

新井委員 多分希望を取ると、卒業した校区で参加したいとおっしゃると思うんです。

地域教育課長 二部制になったのは会場がコンベンションセンターに移ってからなので、以前は1回で済ましていましたので、そういう問題はなかったかと思うんですけども、おっしゃるように、市内で転居された方が東部西部でこういう分かれ方をしてしまう事態も起きます。こういう案内のされ方だと個別対応が可能かどうか分かりませんが、その辺りの参加の方法は、柔軟に個別対応ということのできるかなとは思いますが。送っている文書が今手元にないのですが、厳密に午後でないとは参加できませんというやり方をとっていませんので、一応、お知らせの際にはこのように送っていますが引っ越し前の中学校区で参加できますよ、という形で出させていたいただきたいと思いました。

教育長 ありがとうございます。また、委員お述べの個別の事情にも柔軟に対応して、周知して取り組んでいただければと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、この件につきましてはご意見がないようですので、教育長報告（1）「令和6年（令和5年度）奈良市二十歳を祝う会について」は了承いたします。

次に議案第31号「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱又は任命について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会では、奈良市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更について検討していただいております。

通学区域検討委員会の委員につきましては、資料2ページの奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則第2条により、委員は10人以内で組織することとなっており、同規則第3条により、奈良市PTA連合会の役員、市立小学校及び中学校の校長、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命することとなっております。

今回委嘱又は任命する委員の方々は、資料1ページの委員名簿のとおりでございます。新規の方は、1番、奈良市PTA連合会会長、山野賢二氏。2番、奈良市立三笠中学校校長、山口聡子氏。3番、奈良市立帯解小学校校長、岡本一樹氏。4番、大谷大学講師、寺川直樹氏。5番、畿央大学教授、中村恵氏。6番、奈良市自治連合会南部ブロック長、土井

実氏。7番、奈良市民生児童委員協議会連合会会計、武村純一氏でございます。再任の方は、8番、奈良市少年指導協議会会長、大木博氏でございます。新規の方が7名、再任の方が1名、合わせまして、委員は8名でございます。任期につきましては、議決の日から2年間となっております。また、女性委員の登用につきましては、学識経験者1名及び学校長の1名の計2名が女性でございますので、女性登用率は25%でございます。

教 育 長 この件につきましてご意見、ご質問よろしくお願いたします。

梅 田 委 員 委員の委嘱又は任命という議案に対しましては異議ございません。通学区域検討委員会ということについて、少し質問をさせていただければと思います。

以前、この委員会が前回に開催されたのは令和3年度であったと聞かせていただきましたが、そのほかにも、会議は行ってないけれども例えば区域外通学を希望する場合に委員の方々に関わっていただくなど、そういうところで関わられる場合はあるのでしょうか。まずそれが1つと、今回会議開催をして検討が必要と考えられることは何か結構あるのでしょうか。この2点について質問させていただきます。

教育総務課長 区域外の申請につきまして、委員の皆様にご意見を聞かせていただくことは、現在はしておりません。今後またこの委員会におきまして検討していただく案件といたしましては、令和8年度に統合再編する鼓阪小学校、佐保小学校の通学区域の件につきまして検討させていただくことと、また、次期学校規模適正化計画の方の案件も含めてご審議いただければと思っております。

梅 田 委 員 ありがとうございました。前回開催されたこの令和3年度の会議の自身については、富雄北小学校の通学についての内容が検討されていたところの議事録に少し目を通して見たのですが、議事録でこの会議の進行状況を見ている限り、通学についての検討は、富雄北小学校区において学校選択制が採用されていることに関わって、地域の方からの「ぜひ従来の通学に戻してほしい」というご意見を受けての会議開催であったと受け止めました。

また、今後の予定のご説明もありましたけれども、例えば市内の通学ということ考えたときに、その通学での地域の実情などを考えて、表面化した課題に対する地域の意見を受けて会議を開催するという流れではなく、その地域での通学に関わりながら、又は、学校選択に関わりながら実情等を定期的にしっかり見直していき、その実情の中で課題と考えられることがあるのかないのかということ、会議の開催頻度についてはちょっと分かりかねますが、例えば隔年であっても、この委員会は

やはりそういう検討をする役割にも当たっているのではないかなと思います。

全般として、通学というのは、子どもたちの学習環境を考えたときに非常に大きな意味合いを持つことでもあります。俯瞰して奈良市の教育をより良い学習環境で行うという意味合いから見て、通学における検討が必要か否か、検討委員会の開催が必要か否かということも事務局でしっかり考えながら、開催に向けての検討を進めていただくことが必要ではないかなと受け止めました。またご検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

教 育 長 必要なきにではなくて、地域にある課題を含めて定期的に検討することが必要ではないのか。こちらが必要だと思うときだけ開くということではなくて、定期的に行って協議することを検討すべきではないかのご指摘については、また検討したいと思います。

柳 澤 委 員 規則が後に書いてあるのですが、これは奈良市全体ですし別にこれがおかしいということではないのですけれども、そもそも検討委員会は何を審議するのかということを明確に定めておかないと。今おっしゃった、例えば学区をどうするという話だと思うのですが。

メンバーを決めたのは良くても、例えば第5条に会議とありますが、実際の審議事項が明確に規定されていないと、委員会に関係ない議論ではないのかという話にもなりかねません。先ほどの梅田委員の話を私なりに考えると、本来学区選択制や校区を変更したいということの発議あるいはそれを受け止めるのは、実際には担当課がありますが、この委員会なのか、もう少し上の組織なのか。学校再編も含めてですが、全般に関わることなので、単に学区だけ自由に変更するという話ではなく、もう少し本質的な部分の議論もここでやるのか。梅田委員が想定されている、地元からの要望ではなく、「学校再編したい」「学区をこうしたい」ということをこの委員会として発議できるのかどうか、権限があるのかどうかがよく分からない。繰り返しですが、審議事項はこれだと定めないためにそのようなことになります。その辺りはこの検討委員会が行うのか、教育政策課の方でお考えになるような担当の委員会があるのか分からないんですけども、どこまでこの委員会の委員の方々がお考えになっていいのか、少し迷われるかなという気がしました。重要な案件が出てくるのが当然あるため、その部分も含めてお考えいただけたらと思います。参考までです。

教 育 長 ありがとうございます。学校規模適正化については、学校規模適正化検討委員会を立ち上げて協議することになっていますね。

教育政策課長 まだ決定ではないですけど、進め方によっては懇話会のようなものは

設置します。

教 育 長 そうすると、柳澤委員のご指摘のとおり、この奈良市立小・中学校通学区域検討委員会は何を審議するのかということが不鮮明ですね。

教育政策課長 基本的には、通学区域検討委員会は諮問機関に当たりますので、教育委員会事務局の方から一定の案の提示はさせていただくことになると思います。その範囲がどの程度の幅を持たすかというのはあると思うんですけど、そういう位置付けになると思います。

教 育 長 少し事務局で整理をしてみます。ほか、ございませんでしょうか。
それでは意見がないようですので、議案第 31 号「奈良市立小・中学校通学区域検討委員会の委員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。よって議案第 31 号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第 32 号「奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」、教育 DX 推進課長より説明願います。

教育 DX 推進課長 規則制定の内容について、ご説明いたします。

本市では、行政手続きの電子化を進めているところでございます。市長部局におきましては、情報通信技術を活用した行政手続きの実施に必要な事項を条例で定めることで、個々の条例の改正をすることなく、包括的に情報通信技術を活用した行政手続きのオンライン化を実現することを目的に、「奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を 12 月定例議会に議案提出され制定されたところです。

今回、定例教育委員会に提出いたしました本議案は、「奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」の施行にともない、本条例の第 9 条「この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」の定めに従い、施行に必要な事項を定める規則を制定するためのものがございます。

1 ページをご覧ください。今回制定する規則の規則制定改廃調書でございます。「4 制定改廃の概要」の欄に、「施行条例の規定に基づく奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進について、奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の例によるものとする。(本則)」を明記しております。

本条例施行規則は、任命権者ごとの組織において制定する必要があることから、市長部局におきまして公布を予定している「奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に、教育委員会におきまして必要とされる事項が制定されているため、「本条例施行規則の例による」ものとして市長部局と公布日を合わせて制定したいと考えております。

3ページは、「奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」の制定案でございます。5ページから15ページにつきましては、奈良市議案第126号の「奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」と、公布前ではございますが「奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」を、参考として添付しております。

教 育 長 この件につきましてご意見、ご質問よろしくお願いたします。

柳 澤 委 員 この後、市長部局の方でやると思うのですが、教育委員会としても、市民の方や保護者の方に向けて、条例が定まり施行規則も決まったとホームページで通知すること以上に分かりやすく、学校に「こういったことが変わります」という通知を出すとか、広報として保護者の方に積極的に「こういうふうになっていきます」というのが分かるような、情報提供というのはなさるおつもりなののでしょうか。この後の話なんですけれども、聞かせてください。

教育DX推進課長 今回の規則の制定に伴いまして、特段大きく広報することは考えておりません。市長部局の方も、条例の制定とそれに伴う規則については通常どおりの広報をしていくと思います。その理由は、今回のこの条例及び規則の制定につきましては、どちらかと言いますと、行政側の事務手続きを簡素に進めていくという部分が主になりますので、市民の皆様や学校関係者の皆様に直接何か変えていただかなければならないことはないものと考えております。ですから、どちらかと言いますと、私ども教育委員会の事務局の方で、このことについて共有してまいりたいと考えております。

教 育 長 ありがとうございます。それでは、意見がないようですので、議案第32号「奈良市教育委員会の所管に係る奈良市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則の制定について」、採決いたします。本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。よって、議案第 32 号は原案どおり可決することと決定いたしました。ありがとうございました。

これで本日のすべての案件は終了いたしました。そのほかに何かご意見、ご連絡ございませんでしょうか。

次回の定例教育委員会は、1月18日木曜日10時から予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

それではこれもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。